

「政治資金監査に関するアンケート」集計結果（詳細）

政治資金監査マニュアルの改定等、今後の当委員会における検討の参考とするため、政治資金監査の実施状況等について、登録政治資金監査人に対してアンケートを実施した。

1 調査の方法

- (1) 調査対象
法定研修を終了した登録政治資金監査人3,969人（平成24年3月末時点）
- (2) 調査方法
郵送によるアンケート調査
- (3) 調査期間
平成24年3月30日（金）～平成24年6月8日（金）
- (4) 回答数
発送数 3,969
回答数 1,291
回収率 32.5%

2 アンケート結果

【基本情報】

Q 1. 登録政治資金監査人の登録時の士業の別をお聞かせ下さい。

	回答数(人)	割合(%)
■弁護士として登録	33	2.6
■公認会計士として登録	182	14.1
■税理士として登録	1,073	83.1
□無回答	3	0.2
合 計	1,291	100.0

【政治資金監査の実施状況】

Q 2. これまでの政治資金監査の実施の有無について、お聞かせ下さい。

【注】 「平成23年分の政治資金監査を実施した」に された方は Q3へ、
 されなかった方は Q13へ お進み下さい。

	回答数(件)	割合(%)	
■政治資金監査を実施したことがある	481	37.3	
【複数回答可】			
内 訳	□平成23年分の政治資金監査を実施した	366	—
	□平成22年分の政治資金監査を実施した	416	—
	□平成21年分の政治資金監査を実施した	334	—
■政治資金監査を実施したことがない	807	62.7	

【注】Q3～Q12は、Q2で「平成23年分の政治資金監査を実施した」に☑された方のみご回答願います。

【平成23年分収支報告に係る政治資金監査の実施状況】

Q3. 政治資金監査の実施時期及び実施団体数をお聞かせ下さい。

（【注】複数の月にまたがる場合は、政治資金監査報告書の日付の月により記入）

(1) 実施した国会議員関係政治団体の数

回答内容	回答数	
	人	割合 (%)
1 団体	101	28.1
2 団体	109	30.4
3 団体	82	22.8
4 団体	26	7.2
5 団体	18	5.0
6 団体	10	2.8
7 団体	3	0.8
8 団体	2	0.6
9 団体	3	0.8
10 団体	1	0.3
11 団体	1	0.3
12 団体	3	0.8
合計	359	100.0
2.62 団体	(平均：一人当たり監査団体)	

(2) 実施時期及び実施団体数

	回答数(団体)	割合(%)
1 月	88	9.4
2 月	204	21.7
3 月	166	17.7
4 月	147	15.6
5 月	303	32.2
その他（解散等のため平成23年中に実施）	32	3.4
合計	940	100.0

Q 4. 政治資金監査の事前準備（領収書等の整理・保存方法の指導・助言やその確認等）に要した実施日数等について、当該政治団体の支出規模別にお聞かせ下さい。

【注】事前準備業務に関する契約の有無を問いません。

実施日数等については、時間数にかかわらず実際に監査業務に従事した日数等で結構です（例えば、8時間をもって1日とカウントするなどの換算は不要。）。

複数団体ある場合は、支出規模ごとに平均人数を記入して下さい（おおよその人数で可。端数を付す場合は小数点以下1位まで。）。

	回答数(件)	割合(%)
■事前準備等を実施した(※)	150	44.4
■事前準備等を実施しなかった	187	55.6

(※) 「事前準備等を実施した」の内訳

(1) 結果概要

支出規模	実施日数(平均値)	従事した監査人数(1日当たり平均)	使用人等の数(1日当たり平均)
■0円	1.28日	1.00人	1.25人
■～5百万円未満	1.62日	1.11人	1.00人
■～1千万円未満	1.61日	1.20人	1.46人
■～2千万円未満	2.35日	1.38人	1.06人
■2千万円以上	3.65日	1.28人	1.52人
全体	2.29日	1.22人	1.28人

(2) 一の国会議員関係政治団体に対する政治資金監査の事前準備期間及び実施体制

(複数団体行った場合は、平均を記入)

① 政治資金監査の事前準備期間

回答内容	回答数	
	人	割合(%)
0.5日	39	26.0
1日	61	40.7
1.5日	12	8.0
2日	11	7.3
2.5日	5	3.3
3日	7	4.7
4日	2	1.3
4.5日	2	1.3
6日	2	1.3
7日	1	0.7
8日	1	0.7

15日	1	0.7
無回答	6	4.0
合計	150	100.0

② 従事した登録政治資金監査人の人数

回答内容	回答数	
	人	割合(%)
0人	4	2.7
1人	111	74.0
2人	13	8.7
3人	7	4.7
4人	3	2.0
無回答	12	8.0
合計	150	100.0

③ 従事した政治資金監査の事前準備業務を補助した使用人等の人数

回答内容	回答数	
	人	割合(%)
0人	83	55.3
1人	42	28.0
2人	9	6.0
4人	3	2.0
5人	1	0.7
無回答	12	8.0
合計	150	100.0

Q5. 政治資金監査に要した実施日数等（Q4の事前準備を除く）について、当該政治団体の支出規模別にお聞かせ下さい。

【注】実施日数等については、時間数にかかわらず実際に監査業務に従事した日数等で結構です（例えば、8時間をもって1日とカウントするなどの換算は不要。）。

複数団体ある場合は、支出規模ごとに平均人数を記入して下さい（おおよその人数で可。端数を付す場合は小数点以下1位まで。）。

(1) 結果概要

支出規模	実施日数（平均値）	従事した監査人数（1日当たり平均）	使用人等の数（1日当たり平均）
■ 0円	1. 14日	0. 98人	0. 89人
■ ～5百万円未満	1. 42日	1. 13人	1. 25人
■ ～1千万円未満	2. 04日	1. 20人	1. 41人
■ ～2千万円未満	2. 33日	1. 40人	1. 53人
■ 2千万円以上	3. 01日	1. 62人	2. 45人
全体	2. 06日	1. 30人	1. 68人

(2) 一の国会議員関係政治団体に対する政治資金監査の期間及び実施体制

（複数団体行った場合は、平均を記入）

① 政治資金監査の期間

回答内容	回答数	
	人	割合(%)
0.5日	66	18.0
1日	171	46.7
1.5日	32	8.7
2日	34	9.3
2.5日	6	1.6
3日	17	4.6
3.5日	2	0.5
4日	3	0.8
4.5日	1	0.3
5日	4	1.1
5.5日	3	0.8
6日	1	0.3
8.5日	1	0.3
10日	1	0.3
14日	1	0.3
無回答	23	6.3
合計	366	100.0

② 従事した登録政治資金監査人の人数

回答内容	回答数	
	人	割合(%)
1人	273	74.6
2人	39	10.7
3人	12	3.3
4人	3	0.8
5人	2	0.5
6人	1	0.3
7人	1	0.3
11人	2	0.5
無回答	33	9.0
合計	366	100.0

③ 従事した政治資金監査の業務を補助した使用人等の人数

回答内容	回答数	
	人	割合(%)
0人	205	56.0
1人	92	25.1
2人	18	4.9
3人	9	2.5
4人	2	0.5
5人	4	1.1
7人	1	0.3
15人	2	0.5
無回答	33	9.0
合計	366	100.0

Q 6. 業務制限以外の関係は違法ではありませんが、政治資金監査を実施した政治団体との関係について、差し支えない範囲でお聞かせ下さい。

【参考】 現行法令上の業務制限の範囲は以下のとおり。

(政治資金規正法第19条の13第5項、同法施行規則第14条の2の3)

- ・ 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、その職務代行者又はその配偶者
- ・ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- ・ 2号団体にあつては、当該団体が支持・推薦する公職の候補者又はその配偶者

	回答数(件)	割合(%)
■ いずれの政治団体とも、特段の関係はなかった	304	85.2
■ 何らかの関係を有している政治団体があった 【複数回答可】	53	14.8
内 当該政治団体に政治献金していた。	18	—
内 当該政治団体の会員であった。	17	—
内 政治団体から何らかの業務を受託していた。	9	—
内 同一の国会議員に係わる他の政治団体の役職員の立場にあった。	3	—
内 かつて業務制限に該当する立場にあった。	1	—
内 当該政治団体の代表者等と親族関係（親子、兄弟姉妹等）。	1	—
内 その他（※）	9	—

（※） その他内訳（9件）

- ・ 登録政治資金監査人報酬をもらったので、一部政治献金をしたが以後止めた。
- ・ 当該国会議員の税理士後援会の会員。
- ・ 会計責任者とかつて業務関係にあった。
- ・ 代表者等と別の業務契約をしている。
- ・ 同じ政党の地方議会議員である。
- ・ 国会議員の父の経営する会社の顧問税理士。
- ・ 代表者の義父が知人。
- ・ 同級生の関係。
- ・ 同級生団体からの紹介。

Q7. 政治資金監査マニュアルに即して、登録政治資金監査人が政治資金監査に必要な各確認事項について遺漏なく対応できるよう、当委員会では「政治資金監査チェックリスト」を作成・公表していますが、その活用状況をお聞かせ下さい。

【参照】「政治資金監査に関する研修テキスト」（平成22年9月改定版）
→P83～「政治資金監査チェックリスト」

（平成23年分の政治資金監査時における活用状況）	回答数(件)	割合(%)
■活用した	303	84.9
■活用しなかった	54	15.1

（今後の方針）	回答数(件)	割合(%)
■活用していきたい	332	97.6
■活用するつもりはない	8	2.4

※ 無回答があるため、「政治資金監査チェックリストの活用状況」の回答件数と一致しない。

Q8. 登録政治資金監査人が政治資金監査報告書を適正に作成できるよう、当委員会は「政治資金監査報告書チェックリスト」を作成・公表していますが、その活用状況をお聞かせ下さい。

【参照】「政治資金監査に関する研修テキスト＝増補版＝」（平成23年12月）
→P9～「政治資金監査報告書チェックリスト」

（平成23年分の政治資金監査時における活用状況）	回答数(件)	割合(%)
■活用した	298	83.5
■活用しなかった	59	16.5

（今後の方針）	回答数(件)	割合(%)
■活用していきたい	329	97.3
■活用するつもりはない	9	2.7

※ 無回答があるため、「政治資金監査報告書チェックリストの活用状況」の回答件数と一致しない。

Q9. 会計責任者等に対するヒアリングの際に、「書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの」として、以下の3事項を確認することとしていますが、その実施状況をお聞かせ下さい。

【参照】「政治資金監査に関する研修テキスト」（平成22年9月改定版）
→P65「(4)書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの」

(1) 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費（光熱水費、家賃等）

	回答数(件)	割合(%)
■ヒアリングで確認した	192	56.5
■該当しそうな支出がなかったため、ヒアリングで確認しなかった	147	43.2
■ヒアリングで確認することを失念した	1	0.3

(2) 他の政治団体に対する支出

	回答数(件)	割合(%)
■ヒアリングで確認した	213	62.1
■該当しそうな支出がなかったため、ヒアリングで確認しなかった	129	37.6
■ヒアリングで確認することを失念した	1	0.3

※ 無回答があるため、(1)の回答件数と一致しない。

(3) 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出

	回答数(件)	割合(%)
■ヒアリングで確認した	203	58.5
■該当しそうな支出がなかったため、ヒアリングで確認しなかった	141	40.6
■ヒアリングで確認することを失念した	3	0.9

※ 無回答があるため、(1)の回答件数と一致しない。

Q10. また、ヒアリングの際には「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げない」としていますが、具体的にヒアリングを実施した事案があれば、その内容をお聞かせ下さい。

【参照】「政治資金監査に関する研修テキスト」（平成22年9月改定版）
→P66「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」とは」

	回答数(件)	割合(%)
■その他の事項のヒアリングを実施した 【複数回答可】	153	44.7
内		
□領収書への印紙の貼付漏れ	67	—
□貸金台帳の不備や税額計算の誤りなど人件費関係書類の不備	64	—
□家賃等が会計帳簿に未記載など事務所の借料損料の取扱	20	—
□監査報酬が会計帳簿に未記載など政治資金監査報酬の取扱	11	—
□その他(※)	30	—
■その他の事項のヒアリングは実施しなかった	189	55.3

(※) □その他 内訳(15件)

具体的回答	備考
●源泉所得税額の計上漏れ、取扱い。 ●源泉所得税の納付・未納付のチェック。 ●社会保険、労働保険の支払いが当該政治団体負担分のみ支出しているのか。	上記「貸金台帳の不備や税額計算の誤りなど人件費関係書類の不備」関連
●家賃の内容について。事務所ビル所有者、党支部、議員との間の賃貸借関係(又賃貸及び家賃等の支払い関係)。	上記「家賃等が会計帳簿に未記載など事務所の借料損料の取扱」関連
●0円の理由について。	—
●領収書の住所記載状況。	—
●物品の移動について。	—
「VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング」中、「2. ヒアリング事項」(1)～(3)関連 【参照】「政治資金監査に関する研修テキスト」（平成22年9月改定版）P62～65	
●宛先の記載のない領収書。 ●宛名が上様名義の領収書。 ●領収書と会計帳簿の支出年月日の不一致。 ●領収書等亡失等一覧表の提出。	「(3)書面監査では支出の状況が確認できなかったもの」に該当
●帳簿の記載方法について。 ●領収書と支出額が異なる。	「(1)会計処理方法」に該当
●会計処理方法(チェックリスト30)、支出項目の区分の分類(チェックリスト31)。	「(1)会計処理方法」及び「(2)支出項目の区分の分類」に該当
●科目違いの確認。	「(2)支出項目の区分の分類」に該当

※ 回答のうち、具体的な記述がないものがあるため、「その他」の回答件数と一致しない。

Q11. 会計責任者が行政庁へ収支報告書等を提出した際、行政庁による形式審査において不備の指摘等を受けた場合に、その内容について登録政治資金監査人に連絡するよう会計責任者等に伝えてありますか。

		回答数件)	割合(%)
■伝えている		272	75.8
■伝えていない		87	24.2
内 訳	□今後伝える予定	80	22.3
	□伝えるつもりはない	3	0.8

※「伝えていない」のうち無回答があるため、回答件数と一致しない。

Q12. 会計責任者が収支報告書等を行政庁へ提出した後に、政治資金監査時に登録政治資金監査人に対し会計責任者等が示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には、再度登録政治資金監査人の確認を受けることが適当とする旨の当委員会の見解（平成22年12月）等を踏まえ、そのような事案が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡をするよう会計責任者等に伝えてありますか。

【参照】「政治資金監査に関する研修テキスト＝増補版＝」（平成23年12月）
→P28～「②領収書等の再発行」、P29～「③収支報告書の訂正」

		回答(件)	割合(%)
■伝えている		256	71.9
■伝えていない		100	28.1
内 訳	□今後伝える予定	92	25.8
	□伝えるつもりはない	2	0.6

※「伝えていない」のうち無回答があるため、回答件数と一致しない。

【注】 Q13からは全員ご回答願います。

※ 無回答があるため、提出件数と一致しない。

【現行制度について】

Q13. 政治資金規正法上、登録政治資金監査人に対しては一定の業務制限が設けられていますが、その範囲についてどのようにお考えになりますか。

【参考】 現行法令上の業務制限の範囲は以下のとおり。

- ・ 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、その職務代行者又はその配偶者
- ・ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- ・ 2号団体にあっては、当該団体が支持・推薦する公職の候補者又はその配偶者

	回答数(件)	割合(%)
■現行のままで良いと思う	619	48.6
■業務制限の対象範囲の拡大を検討しても良いと思う	530	41.6
→以下、検討しても良いと思う対象【複数回答可】		
親子・兄弟等の一定の近親関係にある者	426	—
同一の国会議員に係る他の政治団体の代表者等の立場にある者	385	—
法令上の業務制限には該当しないものの、政治資金監査制度の趣旨から適当ではないとされている者(※) (※) 年の途中まで国会議員関係政治団体の会計責任者等の役職にあった者が辞任し、登録政治資金監査人として、当該団体の当該年に係る政治資金監査を行う場合など (「政治資金監査に関する研修テキスト」P32中の7枠内、Q&AⅡ参照)	382	—
政治献金をしている者	255	—
会員になり会費を支払っている者	222	—
その他(※)	18	—
■わからない	125	9.8

(※) Q13. 「業務制限の対象範囲の拡大を検討しても良いと思う」中、その他（24件）

具体的回答	
【利害関係者（一般論）】 （4件）	<ul style="list-style-type: none">●利害関係のあるもの（独立性を確保するため）。●有識者や国民一般から見て政治資金監査に疑義がもたれないためには、一切の利害関係者を排除すべきである。●政治資金規正法、政党交付金等の諸制度を勘案するならば、完全に独立した第三者が監査を実施することが必要であると思慮する。●チェック機関は第三者性が重要と考える。
【利害関係者等（個別論）】 （13件）	<ul style="list-style-type: none">●国会議員が経営している法人等について顧問となっている者●国会議員関係政治団体の会員●特定の国会議員の後援会の役員●公職選挙法第180条の「出納責任者」●政党助成法による監査意見書を作成した者●使用人等を認めない●市議会議員、県議会議員●士業の政治連盟の役員、士業団体の役員 <p>【士業関係】</p> <ul style="list-style-type: none">●国会議員関係政治団体の代表者や代表者が役員である法人から税理士報酬や弁護士報酬を得ている者●国会議員個人の税務申告を受任している税理士、公認会計士、国会議員がオーナーの法人の決済、税務申告を受任している税理士、公認会計士、国会議員個人および国会議員がオーナーの会社の顧問をしている弁護士●近親関係にある者（二親等）の経営する会社の関与税理士、顧問弁護士●国会議員が弁護士、会計士、税理士である場合で、他の国会議員政治団体の政治資金監査について自ら事務●顧客との間で制度上見るべき部分を見ないことで合意しており、社会のためではなく顧客のために委託を受けていた。つまり監査の意味を理解していない。また独立性の意味も理解していない。
【複数年・複数団体への関与】 （4件）	<ul style="list-style-type: none">●2年以上、その政治団体の政治資金監査人となったもの（癒着を防ぐため）。●兼務の制限。他の国会議員関係政治団体の登録政治資金監査人となっているものは除く（特に同一国会議員）。●複数団体への関与の禁止、3年以上の同一団体等への関与の禁止。より透明性の高い監査の実施のため。
【他の監査制度を参考】 （1件）	<ul style="list-style-type: none">●会計監査と同等の制限が必要であると考えます。
【規定の仕方】 （1件）	<ul style="list-style-type: none">●無用な批判を受けないよう明確にした方がよい。

【無報酬での監査を行う者等】（1件）

- 「政治献金」「会員・会費」欄について。自分の監査する団体（同一議員が関係する複数の団体を含む）から受け取った監査報酬をほぼそのまま献金している例が見受けられるようだが、不適切だと思う。

※ 複数回答をした登録政治資金監査人がいるため、「その他」の回答件数と一致しない。

Q14. 政治資金規正法施行規則で定められている現行の支出項目の区分の分類について、政治資金監査上、問題があると感じる点等がありますか。

- 【参考】 1. 現行の支出項目の区分の分類
- ・ 経常経費 … 人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費
 - ・ 政治活動費 … 組織活動費、選挙関係費、機関誌紙の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費
2. 参照資料（当委員会HP掲載）
平成21年度第2回委員会「（資料1）支出項目の区分の分類について」

	回答数(件)	割合(%)
■問題があると思う(※)	111	9.0
■特に問題はないと思う	764	61.9
■わからない	359	29.1

(※) 問題があると思う＝具体的な回答（97件）

主な回答	
【項目の区分の分類への提言】（40件）	
【経常経費関係】（3件）	
● 経常経費から人件費を除いて一項目とすべき。人件費が経常経費の中に含まれていると金額が膨らんでしまって、適正な支出の検討がしづらと思う。	
【定義の明確化の必要性】	
● 経常経費では各科目に混入された根拠（証拠書類の保存を確実にさせること）明確にする。	
【細分化の必要性】	
● 経常経費の内、「人件費」「事務所費」等についてももう少し内容によって詳細科目を設けるべきだと思う。現在ではその内容は当該科目では不鮮明と思う。	
【人件費関係】（10件）	
【賃金台帳関係】	
● 人件費と一口に言っても会社みたいに賃金台帳はあるのでしょうか？名前だけの近親関係者、家族等がどの程度の寄与なのか、それに見合う給料なのか、どこで判断されるのでしょうか。	
【税金等預り金関係】	
● 人件費について、社会保険、労働保険の預り金、源泉所得税の預り金については実際の納付日はずれ込んでいるにもかかわらず、給与総額では支払日に計上すること。	
● 借入金の返済、人件費に対する税金（源泉所得税、住民税）の項目は検討するべき。	

<p>【細分化の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人件費の内訳。寄附先。 ●人件費項目で公設秘書、臨時職員、アルバイトなど、雇用形態等を明確にし、各法令に従った支出並びに会計処理が整理された物であれば外形的定型的判断をやりやすい。人件費にかかるもの（健康保険他）について項目の細分化が必要だと思う。 ●人件費と事務所費をさらに細分化し明確にすべき。民間企業が採用しているいわゆる財務の勘定科目などに沿うべきだ。 ●①人件費を常用と臨時に分けてはどうか。 ②収支報告書以外に財産目録の添付を義務化してはどうか。
<p>【事務所費関係】（８件）</p> <p>【細分化の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●経常経費のうち、事務所費については、職員の福利厚生目的の支出、接待費支出、通信費、車両関係支出、報酬支出等多岐に渡っている。これらの支出を事務所費で処理するのは不適當。さらに費目を細分する必要がある。 <hr/> <p>【定義の明確化の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事務所費の定義の明確化。 ●事務所費の範囲が不明確。
<p>【政治活動費関係】（１３件）</p> <p>【定義の明確化の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●政治活動費について国民が見て分かり易い科目にすべきと思います。前年度比較ができる書式の導入はできないでしょうか。 ●政治活動費の支出項目が目的別分類となっており各々の概念があいまいで科目の決定が困難な場合が多い。 ●政治活動費のその他事業費とは具体的にできる限り直接費のみを限定した方が良いと思う。 ●政治活動費の範囲が広すぎる。 <hr/> <p>【経常経費と政治活動費との区分の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●経常経費と政治活動費の区別が難しいことがある。もう少し定義をしっかりとした方がいいのではないだろうか ●政治団体の支出は当然全て政治活動費であり、経常経費を区分する必要はない。 <hr/> <p>【人件費と政治活動費との区分の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人件費の一部は政治活動費とみなすべきではないか。 ●家族に対する人件費（政治活動に関わっているが、従事程度）。 ●人件費・事務所費 団体の活動実態と合致しているか否か。 <hr/> <p>【細分化の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●政治活動費について、区分をさらに詳細にしたものを要する。 ●政治活動費をさらに経常経費並に細分化して区分する。即ち、組織活動費を人件費、光熱費等、備品・消耗品費等の区分させることが必要。現状では政治活動費が大まかすぎる。

【項目の追加】（6件）

- 支出の合理性を問うのならばもう少し勘定科目を増やしても良いのではないのでしょうか。

【慶弔費関係】

- 慶弔費の金額が大きいので一項目設けるべきだと思います。

【新たな分類への提言（全体論）】（23件）

【細分化すべき】（4件）

- チェックする項目及び内容が大きすぎるので、不正があったとしても、チェックできない場合があると思われるので、より細分化し、簡単に不正をしようと心に抱くケースを減らすべきだと思う。

【細分化しすぎ・簡素化】（4件）

- 細分類しすぎている。
- 強いて言うなら報告内容が細かすぎる。例えばタクシー代とかパーキング料とか。住所不要と思われる。
- 区分が細かく、それぞれの内容が分かりにくい。具体例をもっと挙げるべき。

【振り込みの方法による支出目的書の作成の簡素化】

- 例えば、振込の方法で電気代を支払った場合、『電気代＝光熱水費 振込手数料＝事務所費』に区分され、2件の支出目的書の作成が必要。これを『電気代＝光熱水費、振込手数料＝光熱水費』とし、振込手数料を電気代の付随費用であるとするにより、支出目的書の作成は1件、としてはどうかと思います。

【その他】（15件）

【項目の明瞭化の必要性】

- 借入金の元金、利息とも、その他の支出（経費）とするのはおかしいと思います。
- 組織活動費の渉外費・交際費と寄附・交付金の寄附・賛助金・交付金の分類基準が類似して判然としない。一本化はいかがか。
- 各経費項目についてどこに該当するか不明な点が多い。
- 摘要の必要記載事項を列挙し、記載の義務化が必要ではないのでしょうか。
- もっと支出目的に応じた適切な科目を加えとか。
- 複数の支出の目的を有し、支出の目的に応じて分類することが事実上困難な経費については、便宜上、複数の支出の目的のうち、主たる目的と判断される支出項目に一括して計上することとして差し支えない。金額の重要性（高額・少額）を基準に入れ、高額な物は合理的基準により按分し、合理的基準を注記させる。
- マニュアルで各勘定科目の例示をより具体的にお示し頂ければ有り難いです。

【目的別分類と性質別分類の区別の必要性】

- 科目等による形式的分類であり、機能的分類（支出の性格による分類）を考慮すべき。
- 支出項目が目的別の分類となっており、これではよく分からない。支出相手別の分類が必要であると思う。
- 支出項目の区分では、機能別区分（組織活動費、調査研究費等）があるが、現状の政治資金監査では、その支出目的についての判断は監査対象になっていないと思う。目的区分に統一すべきではないか。
- 事務所費、組織活動費等、形態分類別と目的別分類が混在している。わかりにくい。もっと明瞭性を高める工夫が必要。

【収入に関すること】

- 支出の方ばかりの監査であるが、収入の方、資金の流れを監査すべきである。
- 監査人の業務範囲には入っていないが、収入の寄付金についての規定で気になるところ。・寄附金の質的制限（法第22条の3）国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金を受けた法人は1年間寄附をしてはならない→最近エコカー補助金を受けている企業が多い。量的制限を入れていないと、この規定に抵触するところが出ている可能性があるのではないか。

【企業会計（複式簿記）に即すべきなど】（19件）

【会計帳簿等の記載方法】

- 資金とはいえ、すべてお金に係るものなので、複式簿記の方法により、PCでの会計帳簿を作るべきであると思います。
- 支出項目以前に、複式簿記を前提とした帳簿組織にすべき。
- 振込手数料は各支出項目の区分に分類するようですが、企業会計では「支払手数料」「雑費」等、事務所費に相当する科目（項目）の方がなじみがある。
- 役所の財政学的視点からの分類（単式簿記）が行われており、会計学的複式簿記的視点を取り入れた方が良いと思われる。特に資産の取得時の処理について相違が出ると思う。
- 経常経費は、企業会計の費目名と一致させたほうがよい。

【資産等（減価償却資産関係）の取扱い】

- 備品消耗品等の処理については、国税庁通達に基づく処理（資本的支出）が必要ではないか。寄附金同族会社関係に贈与はないか。
- 備品・消耗品について、通常の支出のもの、一般法人であれば原価償却資産となるものとの区分が必要ではないか？（今なら30万円超）資産等の状況に記載されている者は取引価格100万円を超える動産のみなので、例えば80万円×5品目あっても記載されないのでは。

【費用等支出の適正化等】（15件）

【使途の妥当性関係】

- 政治資金監査は、政治資金の使途の妥当性を評価するものではないというものの、調査研究費としての支持団体発行物の購入、寄附金交際費を認めるべきではない。
- 政党助成金の使途を特定明確化すべき。（他の資金と別枠）
- 内容の適正について確認すべきである。
- 経常経費。①人件費…ほとんど従事していない身内の者に給与等が支給されている。②その他の費用…自宅等を事務所にして、諸々の経費が家事等と適正に区分していない。※県議会議員の官報等による資料から。
- 議員や関係者（親族その他）の私的な支出が混入される危惧があり、本来はこうした私的なお金の流れには課税関係が生じるので、費目の体系なども工夫して税務調査等が入りやすくするべきである。
- 消耗品として購入したものは買い取り業者に売却して現金化できる。大量のものについては現物の存在を確認しないと監査行為は無意味。
- 政治団体間の相互の寄附金は資金収支の明朗さを欠いており、規制すべきである。同一国会議員の団体では資金の調整に使用される危険性がある。

【監査方法の追加】

- 政治資金監査が一般に知られていないこと。監査人の権限がなく、監査が十分と思えない。税務やCPA監査のように反面調査あるいは取引先への紹介を自由にさせてはいかがか。
- 政治資金規正法による監査について、資料照合のみになっている。

※ 複数回答や具体的な回答をしていない登録政治資金監査人がいるため、「問題があると思う」の回答件数と一致しない。

Q15. その他、政治資金監査マニュアル等で提示している政治資金監査の調査方法等に関して、改善が必要と考えられる事項があれば、お聞かせ下さい。

※具体的な回答件数と主な回答

一般 監 査 指 針	<p>【全数調査(テキスト P40)】 (23件)</p> <p>【制度の現状維持】 (4件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必ず全数調査が必要だと思います。 ●現状でも問題ありませんが、全体の構成が法(規定)一マニュアル一手順書の形で作成されているとよりわかりやすいのではないかと思います。現状で支障はありません。
	<p>【全数調査は、一定金額以上とするなど金額で限定すべき】 (12件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●銀行の振り込み手数料等支出の明細と支出を証する領収書等の突合が困難で同一金額の少額支出から数多く発生する場合の検証方法は改善すべき。 ●収支報告書開示対象外の支出についても会計帳簿の記載事項全ての調査をするのに意味がない。支出の事実の確認が出来れば良い。 ●全てにつき領収書又は徴難明細書をつけるのは無理(バス、電車等、自販機ジュース等は個別記入でなくても良いと思う)。 ●政治資金監査を実施して三年目になるが、少額領収書と会計帳簿を全部突合することに意味があるのか疑問である。 ●せめて一項目1000円以上を監査の範囲とするなど。 ●全数調査ではなく、1件1万円以上の調査に改善してほしい。 ●ある程度金額以上にすべき(重要性の原則)。 ●国会議員関係の政治団体では一円以上から領収書を必要とするが、監査の常識的ではない。せめて一万円以上にならないか。
	<p>【全数調査そのものに対する意見】 (3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全数調査そのものの必要性に疑問がある。10円や100円の領収書を見ることよりも内容や金額の重要性の方が大事。 ●全数で見たところで何の意味があるのか。支出での計上漏れを検証しておらず、表に出して良いものしか団体は計上しないと思う。 ●監査人の判断で全数である必要は無い。
	<p>【その他の提案】 (4件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●付け合わせに時間をとられて肝心なことが疎かになりやすい。無駄なことはやめて監査手法による監査が必要。 ●領収書等は原本の保存、提出義務を課すべき。会計責任者は政治家に対して文書で報告すべきであり、政治家は報告了承印を持つなどさせ、責任を持たせる必要がある。
	<p>【現地調査(テキスト P41)】 (10件)</p> <p>【例外なく、現地調査実施】 (1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必ず現地調査が必要だと思います。P41「国会議員関係政治団体の主たる事務所での実施」のなお書き以降は削除されることが望ましいと考えます。

	<p>【制度の現状維持】（４件） 〔主たる事務所での実施、実態確認重視〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実態を見なくて監査はできない。 ●政治団体の主たる事務所での監査を実施するのでなければ現場の様子がわからない。
	<p>【一定のものは、現地調査を省略】（３件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支出規模が少額なものについては現地調査を省略したい。
	<p>【主たる事務所ですら必ずしも行わなくても良い】（２件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●主たる事務所ですら必ずしも行わなくても良い。（監査報告書の記載も削除を要望） ●政治資金監査の場所を監査人の事務所でも可としてほしい。
	<p>【現物確認(テキスト P42)】（４件）</p> <p>【制度の現状維持】（４件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実態に即したあらゆるものを確認したい。 ●領収書等はコピーでなく、現物の領収書のみで監査することが必要である。
	<p>【その他(テキスト P42～46)】（１０件）</p> <p>【政治団体との監査契約】（６件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監査契約書に見本を作ってはどうか。 ●報酬の額について、最低報酬額の規準を示していただくと契約がスムーズに行えると思います。 <p>【その他】（４件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●資産、負債との関連がつきにくい。例えば給与を 100 円支払って源泉税 8 円の場合、支出を 92 円としてしまう。預り金が管理しにくい。 ●法に定めた適正な使い方がされているか全体的に見るべき。
個別 監査 指針	<p>【第 1 号監査事項(テキスト P47～48)】（６件）</p> <p>【制度の現状維持】（２件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保存対象書類一覧表の作成が必要であることが、会計責任者が理解していないケースがあるので、その場の対応方法を記載してほしい。
	<p>【制度の修正】（１件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●領収書等亡失等一覧表については、当該項目を保存対象書類一覧表にまとめて記載するようできないか。
	<p>【制度の改正】（３件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保存対象の一覧表の必要はない。 ●パソコンを利用する形式（会計ソフトの利用ではなく Excel）のものだと、会計帳簿として適切だろうか？会計帳簿の定義が曖昧。

【第2号監査事項(テキスト P48~58)】 (24件)

【領収書等亡失等一覧表関連】 (2件)

- 「領収書等亡失等一覧表の作成」とありますが、この制度は一般人からすれば理解しにくいと感じます。旅費交通費以外は認めるべきではない。
- 領収書等亡失等一覧表の作成要求のところで、整合がとれていない場合の具体例がほしい。

【会計帳簿への住所の記載の廃止】 (3件)

- 会計帳簿に支出先の住所を全て記載するのは無理(自販機ジュース代等はどう記入するのか)。
- 会計帳簿に支出を受けた者の住所など不要、領収書を見ればよい話。

【会計帳簿の備考欄への支出目的の記載】 (1件)

- 必要記載事項には備考欄等への政治資金を政党に支出することが判断できる「支出目的」をなるべく記載するのが望ましい。

【領収書等の宛名】 (2件)

- 宛名のない高額領収書及び宛名が「上様」の高額領収書についての取り扱いが助言にとどまっていますが、1万円超の物に限らず、一切認めない方がよいと思います。また、架空人件費防止のためには、人件費計上に住民票の添付又は保存を義務づけるのが望ましいと思います。
- 宛名のないもの、上様と記載されたものは、領収書等と認めないことで統一した方がよい。

【領収書等の記載事項】 (11件)

- 市販の物である場合にも必ず社印のあるものとする。
- 合理的に支出したことが立証できれば、領収書等に多少の記載不備があってもよいのではないか。合理的に支出したことが立証できれば、振込明細書を領収書等とみなしてよいのではないか。
- 領収書の3事項に意味を感じない。支出の目的は領収書の発行者の情報から容易に推測できる者が多い。(駐車料金や電話代とか)10円や100円の領収書にわざわざ支出の目的を書かせることの必要性は何なのか。
- ・制度が始まってだいぶたつが未だにちゃんと記載されていない領収書が多い。国会内の店舗でさえ、政治資金監査に定められた領収書が発行できない。領収書に該当するかどうかの判断がわかりにくい。(払受領書等)。領収書に該当するものの具体例をもっと多く出してほしい。(領収事実証明書等)
- 国会議員関係政治団体の名称が長いので、その名称のゴム印を持ち歩き、支出の相手方に、宛名欄に押印してもらうことを認めてほしい。
- 「テキスト49頁 6. 領収書等に必要記載事項の記載不備があるばあいはその旨を会計責任者に指摘すること。」についてもっと具体的な説明をお願いします。
- 領収書等の範囲を広く考えるべき(振込明細書等も含めて)・会計帳簿の必要記載事項に支出を受けた者の住所まで要求しており、住所の調査に労力を要する割に実益がない。
- 領収書の範囲、振込明細書と請求書の set で十分領収書に代わるものと思いますが、それでも領収書がないとして開示します。少々現実離れしているように思います。

【支出目的書の廃止】（3件）

- 振込明細に係る支出目的書は必ず必要とは思わない。監査人の判断で良い。
- 支出目的書の作成は、明らかに支出の目的が分からない分のみでよいのでは。

【その他】（2件）

- 貸金台帳、源泉徴収等だけでなく、本人の履歴書、労働者名等などそなえておく。
- クレジットカードによる支払い、ETCカードによる高速利用料の処理の簡素化が必要と考えます。

【第4号監査事項(テキスト P60～61)】（2件）

- 領収書に変えて通帳の写し等で内容を確認できる場合には、振込明細書の作成を省略してもよいのではないかと。

【会計責任者等に対するヒアリング(テキスト P62～68)】（18件）

【会計責任者職務代理者へのヒアリングができる条件の縮小】（2件）

- P63の「会計責任者等に対するヒアリングの対象者」のなお書きは削除又は「病気であるなど」を「死亡した場合には」と書き換えるのが望ましいと思います。
- 他の政治団体に対する支出に関し、相手方団体で適切に処理されているかを確認しているかヒアリングすることになっているが、現実的にその確認を会計責任者若しくは支出団体が行うことは無理だと思う。そのような実効性の無いヒアリングは勘弁してもらいたい。

【会計責任者に対する感想】（5件）

- 会計責任者が職務を把握していることが前提であるが、名前だけの責任者という感じがしている。
- 会計責任者が全ての内容を把握しているわけではないため、ヒアリングがスムーズに進まない。
- 会計責任者等が会計の初心者である場合もあり得る。その指導を適切にすると会計事務の補助人になってしまうのではないかと。
- 会計責任者とマンツーマンで質問等に回答してもらおうようにする。

【ヒアリングで発見した監査事項以外の脱法行為への対処】（1件）

- 所得税法違反等については、指摘だけでよいのか、資格から考え、責任を感じる。

【監査人の会計責任者に対する指示権限の拡大】（1件）

- 形式的なヒアリングではなく、具体的用途が判明せらざる場合に確認検討するよう指示できる権限を持たせるべきである。

【その他】（9件）

- P65「12.」に関しても保護されているような様々な印象を受ける。
- （会計責任者）不在時に、執行者のみでヒアリング成立とする感覚が団体側にあるのが問題だ。
- **登録政治資金監査人は個人に限定しているが各士業法人にも認められるべき。**

政治資金監査に関する研修テキスト（平成22年9月改訂版） P65（抜粋）

12. 領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）については、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めること。

【政治資金監査報告書(テキスト P69～80)】（10件）

【特定の場合の報告書の簡素化】（1件）

- 無活動団体、収支報告書の金額0円の団体の監査報告書の簡略化。

【報告書の記載事項等の拡大】（4件）

- 意見書も書かせたらいかが。
- 支出内容についての監査もすべき。
- チェックリストを添付のうえ、報告書にする。
- 項目ごとに重要なものなどは、銀行のチェックリストのような報告書にチェックリストも添付するようにきめこまかなものにしたらいと思う。

【記載参考事例の提示の拡充】（2件）

- パターンを増やしてもらいたい。
- 政治資金監査報告書で年度で変更されたり、書き方の参考になることがあったら参考事例として掲載してほしい。

【その他】（4件）

- 会計帳簿等の保存の実態に応じて記載が代わるのが分かりにくい。
- 監査報告書の全体の監査。

【その他（監査対象団体の範囲など）】（19件）

【監査対象団体の拡大】（4件）

- 監査対象団体については、国会議員関係政治団体のみならず、地方首長、県議会議員の関係政治団体も含めるべきである。
- 監査対象団体の範囲などをグループ団体間まで広げれば、よりその目的に近づくとは思いますが、そうすると入金も見ることになるので、制度の主旨からはずれてしまうのでしょうか？
- 監査の対象団体を都道府県の首長まで拡大すべきと思う。
- 県、市町村まで対象を拡大すべきである。

【監査対象項目の拡大】（2件）

- 残高が監査されないため不都合な支出は収支報告書に含めないことが可能という問題があると思料する。
- 真に政治資金の透明化を目標とするなら収入にも目を通すべき（会計監査のように。日数、金額も増加するが）政治に信頼を取り戻せるか。

【監査対象項目の縮小】（1件）

- 支出が0円の団体では監査不要では？厳密に言うと無償で監査することは適当ではなく、計上するならその他の収入＋金銭以外の支出の計上が必要でかえって手間となる。

【監査手法の改正】（1件）

- 監査人を一定の資格を有する登録政治資金監査人に限定しているので、監査人の合理的判断を認める部分があってもよいのではないか。監査が形式的になりすぎると思われる。

【監査人の業務制限】（2件）

- 監査人は被監査人との直接契約となっていて、なれ合いになる可能性がきわめて強い。被監査人が監査人を直接選任できない者にすべきである（公平性）。
- 監査人を特例公務員にする（任期3年ぐらい）。

【その他】（9件）

- 具体的な例示があると分かり易いと思います。
- 政治資金監査チェックリストに項目を増やしてほしい。
- もう少し（3年ほど）実績の積み重ね期間が必要。
- 選挙民に対して批判に耐える報告書を目指したい。
- 1号、2号、みなし1号団体の区分、異動がよくわからない。
- 末端団体は追跡すべき。資金使途についても言及。そして末端までの使途を追求すべき。

Q16. 当委員会では、登録政治資金監査人の皆様に対し各種情報の提供にも努めているところですが、ご感想をお聞かせ下さい。

(1) ホームページによる情報提供

	回答数(件)	割合(%)
■有用な情報は十分提供していると思う	526	49.0
■情報は十分提供していると思うが、必要な情報が探しにくい(見にくい)	503	46.9
■不十分である(※)	44	4.1

※ 回答をしていない登録政治資金監査人がいるため、提出件数と一致しない。

(※) 不十分である＝回答件数及び主な回答

<p>【HPにおける情報提供を知らない。認知されていない】 (4件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●知らなかった ●活用したことがない
<p>【更新情報について、メールにより通知】 (9件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新しい情報がアップされる等した場合に、メール等でその旨の連絡をしてもらえると大変有り難いです。例えば24/2/7版のQ&Aの存在を当職は最近まで知りませんでした。 ●最新の情報をメールで良いので広報してほしい。そういうメールがきっかけとなりHPをみる動機となる。 ●ホームページを見に行くことはそれほどないのでメールアドレスを登録して新着情報があればその都度、分かるようにしてほしい。 ●メール配信により重要項目の通知を出すべきである。 <p>〔各士業団体を通じた連絡〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公認会計士協会、税理士会を通じた登録政治資金監査人に対するメールでのアップデート情報を流してほしい。Q&Aの更新情報について更新箇所だけで足りるが、現状はPDFファイルを全部アウトプットしなければならず、非常に不便。
<p>【HPの改善】 (7件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●フォローアップ説明会に参加しなかったこともあるが、従来との明らかな変更については朱書きで表記するなり、監査報告書を新様式でダウンロードできるようにするなり、分かりやすくしてほしい。 <p>〔検索機能の向上〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●Q&Aで検索できると良い。 ●必要な情報が探しにくい。
<p>【HPではなく、紙ベース・書面による通知をすべき】 (3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●HPではなかなか伝達しにくい。紙にはかなわないため、どうしてもこちらから積極的に見る回数が減ってしまうので、書面(郵便)が好ましいと思う。

【監査の仕事の受任について】（5件）

- 仕事をどうやったら受任できるのかわからない。
- 事務局に具申することではないと思うが、政治資金団体等からの監査人の求人（募集）情報等についても何らかの形で提供して頂きたい。直接が不可なら各監査人の所属団体への指導をお願いしたい。
- 政治資金監査対象件数の地域別統計上、せっかく登録したものの依頼がありません。

【わからない。参考としていない】（3件）

- 実際に従事していないので分からない。
- HPに何が情報として提供されているのかわからないのできちんと見るようにします。

※ 回答していない登録政治資金監査人がいるため、「不十分である」の回答件数と一致しない。

(2) フォローアップ説明会や質疑照会等を通じた情報提供

	回答数(件)	割合(%)
■適切に対応していると思う	555	50.3
■必ずしも十分とは言えないが、よく対応している方だと思う	459	41.6
■不十分である(※)	90	8.1

※ 回答をしていない登録政治資金監査人があるため、提出件数と一致しない。

(※) 不十分である＝回答件数及び主な回答

<p>【東京会場への参加要望】 (7件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●説明会の日数を増やしてほしい(東京会場)。 ●東京会場は申し込んでも満員で受け付けてもらえないので、フォローアップ説明会の開催を工夫してもらいたい。 ●東京で行われる説明会はすぐに締め切りになってしまいますので、募集の時点で2回目、3回目の日程も決めて、選択できるようにしてほしい。 ●フォローアップ説明会の参加希望が多いことが分かっている東京での開催をなぜ増やさないのか。
<p>【地方会場への開催要望】 (14件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●回数・場所が限られている。地方都市でも年に2回くらいの選択できる開催にしてほしい。 ●説明会会場の開設を増やしてほしい。今回埼玉会場があるが、関東周辺の会場を増設してほしい。 ●地方で説明会を開催してほしい。具体的には新潟県での開催も必要である。 ●地方での開催が少ないと思います。 ●平成24年度は広島市での開催がない。 ●関東地区の説明会を増やしてほしい。 ●例えば24年度の説明会は、九州では鹿児島市と北九州市しか予定されていない。 ●可能であれば各都道府県単位で開催して頂きたい。
<p>【開催会場の拡大要望 等】 (27件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●フォローアップ説明会は定員で打ち切りではなく追加の機会を持って頂きたい。 ●今年の関東圏会場としてのさいたま市会場は定員予定300名となっているが、さらに受講者数の増加が見込まれるので、会場場所の増設をお願いしたい。 ●参加申し込み開始の初日に申し込んだのに、第2希望まで既に満席とされて出席できなかったことがあり、もう少し出席機会に余裕を作って頂きたい。 ●フォローアップ説明会の回数が少ない。また、会場収容人数が少なすぎて、説明会に行きたくとも拒否されてしまう。監査人の質を上げるにはフォローアップ説明会の開催の増加及び試験も検討すべき。 ●満員を理由に受講できない場合がある。回数を増やすなど申込案内を重ねて欲しい。 ●説明会の会場数を増加して欲しい。

<p>【DVD配布やwebによる研修要望】（3件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●研修会場数が少ない、年に1度はDVDを配布して欲しい。 ●会場型のフォローアップ説明会では地方の人間には参加しづらいのでDVDやウェブ研修などを活用してほしい。 ●回数が少ない上に平日開催であるため参加が難しい。土日開催か説明会を録画し、WEB上で閲覧できれば有り難い。
<p>【少人数による研修の実施】（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●開催日を増やしてほしい。少人数での開催をしてほしい。
<p>【研修の実施時期】（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●説明会のタイミングが遅い。変更点があるのならHPで適時アナウンスメントしてほしい。
<p>【不備事例・相談事例の情報提供】（4件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3年経過するので政治資金監査人が指摘した不備事例集等の作成を御検討していただければと思います。 ●監査人からの問い合わせや相談事例をもっと提供してほしい。 ●もっと具体的な事例を取り入れて説明してほしい。 ●政治資金監査上の問題点について具体的な事実関係とその対応上の事例等を説明してほしい。規則等が多く定められているが、その趣旨、目的等が明確でないものがあり、事実関係に即したものにしてほしい。
<p>【実務研修の実施等】（3件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実務研修を設けてほしい。 ●個人情報保護の観点も存するとは思いますが、具体性に欠ける。
<p>【フォローアップ説明会での質疑対応】（3件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●昨年の説明会の参加申込書に質問を記入していたが、説明会当日、何のコメントもなく無視された。 ●当日のフォローアップ説明会で質疑応答時間をとって頂きたい。
<p>【会計責任者への周知や政党への要望】（4件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監査を受ける側のこの制度についての認識が薄い。もっと彼らの研修強化を図ることが重要。 ●フォローアップ説明会の内容は会計責任者に提供してもらいたい。 ●会計責任者に対する政治資金監査の研修会を是非とも行ってください。

【その他】（１４件）

- 従来との明らかな変更については朱書きで表記してほしい。参加が難しい場合もあるのでお知らせを送ってもらえると有り難い。
- 説明会の必要性はある。参加が難しい場合もあるのでお知らせを送ってもらえると有り難い。
- 政治資金監査の実施時期について。特に意見というわけではないのですが、時期的に年を越えてからの予算審議等、国会の時期と重なる（実地監査）…これは献金者（指導者）等の確定申告の間に合わせたい（寄附金控除）との事情であろうと想定されます。監査人としての立場ではキチッと厳正に監査履行する反面、時間をできるだけ合理的に短縮したいと考えております。政治資金監査チェックリスト並びに政治資金監査報告書チェックリストが役立っておりますが、さらなる改変を待っております。
- フォローアップ説明会の前にもっと監査の必要性をPRすべきではないか。
- フォローアップ説明会にて問題点についての説明をもう少し時間をとって説明して頂きたい。領収書のチェックにおいて判断が統一できていないのでは。「領収書等亡失等一覧表」が全国的になり団体が多い様であるが、実務を行っているとは疑問です。
- 監査報酬に関する統計的情報の開示があってもよいのではないか。
- 説明会では真に必要な部分について十分に説明してほしい。

※ 回答していない登録政治資金監査人がいるため、「不十分である」の回答件数と一致しない。